

# 同志社大学

## 2015年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2016年3月5日提出

所 属	職 名	氏 名
政策学部	教授	今里 滋
研 究 題 目	「連帯」を嚮導概念とする社会的関係資本の蓄積に関する理論的及び実証的研究 (平成 27 年度科学研究費挑戦的萌芽研究)	
研 究 成 果 の 概 要	<p>(1) 文献研究</p> <p>文献研究として、とくに精読し多くの示唆を得たのが、Ngai Pun et al. (eds.), <i>Social Economy in China and the World</i> (London: Routledge, 2016) である。急速な経済成長を遂げた中国は新自由主義の申し子でもあるが、その巨大で急速な経済成長の負の側面として、格差の拡大、公的福祉の後退、共同体の崩壊等の現象が見られる。著者たちは、中国の経済社会における「もう一つの経済」のモデルを連帯経済に求め、諸外国・地域との比較において、中国的連帯経済の方向性を見極めようとしている。この著作から、本研究の新たなフィールドとしての中国の存在が浮上したことは極めて有益であった。</p> <p>また、テツオ・ナジタ〔五十嵐暁郎監訳〕『相互浮上の経済—無尽講・報徳の民衆思想』(みすず書房、2015年)は、「経済と道徳」の視点から近世日本における連帯経済思想と実践の発展について、米国人歴史学者の視点から、詳細に調査し分析した文献として、連帯経済思想の日本的展開の諸相を提示してくれるきわめて有意義な文献であった。</p> <p>(2) フィールド・リサーチ</p> <p>2015年9月に、フィールドワークとして、イベリア半島諸国における連帯経済 (Solidarity Economy) ないし社会的経済(Social Economy)の先進事例調査を下記の通り行った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 2015年9月16日 ポルトガル・リスボン市の社会的協同組合タニア・ガスパールのヒアリング調査を実施した。</li><li>● 2015年9月16日</li></ul>	

ポルトガルの協同組合運動の父とも呼ばれるアントニオ・セルジオが活動拠点とした記念館を訪問し、同記念館館長で、現在は、ポルトガルはもとより欧州の社会的経済の指導者の一人、ジョアン・サラザール・レイト氏に対して、ポルトガルにおける社会的経済の現状と課題についてヒアリングを行った。

- **2015年9月19日午前**

ポルトガル、ポルト市にあるポルト工科大学ソーシャル・ビジネス研究センターを訪問し、ヒアリング調査を行った。また、ソーシャル・ビジネス研究センターと並んでソーシャル・ビジネス・スクールも併設されており、社会起業家養成のための様々なプログラムが実施されていた。そこで、このスクールの責任者であるアントニオ・マルケス氏にヒアリングを実施し、同スクールのソーシャル・イノベーター育成カリキュラムの特色や成果についての知見を得た。

- **2015年9月19日午後**

ポルト工科大学の後、ESCOLA PROFESSIONAL DE ECONOMIA SOCIAL 社会的経済専門学校の理事長、フェルナンド・マルチノ氏に対してヒアリングを行った。彼は、様々な協同組合を設立し、それらを産業界の重要な一角を占めるまでに育て上げた、ポルトガルにおける協同組合運動の重鎮と言える。彼は、ここに石工協同組合の拠点を築き、主に花崗岩を使った石材加工を手がけて、世界中に輸出しているとのことであった。協同組合の基本的な特徴の一つは、経営者＝労働者＝所有者ということであるが、マルチノ氏はそのような生産型協同組合をポルト学各地に設立して、雇用を創出し、人材を育成している事業を推進していた。

- **2015年9月20日**

ポルトガルのコインブラ市に移動し、世界最古の大学の一つであるコインブラ大学経済学部・社会学部があるキャンパスを訪問した。ここでは、ソーシャル・イノベーションに関する教育研究が盛んに行われており、ポルトガルにおけるソーシャル・イノベーション研究の権威である Silvia Ferreira 教授のとりなしで、ソーシャル・イノベーション特別セミナーに参加した。そこで、日本におけるソーシャル・イノベーションについて英語で講演を行い、その後のパネル・ディスカッションにも参加し意見交換を行った。

- **2015年9月22日**

スペインのアンダルシアに移動して、アンダルシア労働者協同組合の連合本部を訪れ、ヒアリングと事業所視察を行った。労働者協同組合は、たとえば破産した企業や事業を労働者が組合を設立して譲り受け、事業を継承することで雇用を守ることを主たる目的の一つにしている。ブラジルなどで南米で多く見られる回復工場がその典型的事例である。スペイン憲法第129条第2項は、協同組合を設立する権利の擁護や協同組合を保護もしくは推進する政府の義務等を規定している。この憲法規定を受けて、アンダルシア州政府も2011年12月に「アンダルシア協同組合法」を制定した。この法律と施行規則は、合わせて200ページを超える膨大かつ詳細なものである。本部の法務担当責任者であるラウラ・カストロ・メゾーヌ氏らから、この法律制定の経緯や、深刻な失業問題・雇用問題を抱えるアンダルシア州における協同組合の存在意義について詳しくヒアリングを行った。